

## 九州北部豪雨災害により被災した中小企業者に対する支援の拡充を求める決議

7月3日からの梅雨前線の活発な活動による豪雨は、九州北部地域に甚大な被害をもたらした。

中津市においても、かつて経験したことのない河川の氾濫等により、行方不明者1名、家屋や店舗、工場、旅館等の全壊、半壊、床上、床下浸水被害や道路の崩壊、橋りょうの損壊、農地災害等の被害が多数発生し、国の激甚災害の指定、災害救助法の指定を受けた。

今回の豪雨災害による中津市における商工労働関係被害は106カ所、総額3億9,300万円にも達し、店舗・事務所49戸、工場・作業場16戸が床上浸水以上の被害を受けている。今、被災地域では、地域の経済や観光、雇用、生活を支えてきた被災中小企業に対する復旧支援が求められている。

市に寄せられた災害義援金は、人的被害・住家被害（個人住宅のみ）を対象に配分され、被災者生活再建支援金も支給されず、特別融資制度しかない中小企業等の非住家には、現段階では配分されていない。

今回の豪雨災害で被災した日田市、竹田市では、災害義援金配分委員会において非住家に対しても義援金を配付することを決定している。

そこで、今回の豪雨災害により被災した店舗、飲食店、作業所などの中小企業の災害復旧に向けた支援策として、下記の事項について強く求める。

### 記

1. 今後の義援金の配分については、中小企業等の非住家への配分を行うこと。

以上、決議する。

平成24年12月20日

大分県中津市議会